

## ○雲仙市世話やき隊要綱

令和元年6月18日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、定住人口の増加に資するとともに、出生数の改善に向け、婚姻数の増加を図るため、結婚を希望する男女の婚姻を仲立ちする者を雲仙市世話やき隊として登録し、その活動に応じ成婚奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(活動内容等)

第2条 この告示において、雲仙市世話やき隊（以下「世話やき隊」という。）とは、結婚に向けた男女の紹介から婚姻までのサポート（以下「結婚サポート」という。）をする者をいう。

2 世話やき隊は、結婚サポートとして、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 独身者の情報収集に関すること。
- (2) 結婚活動に関する相談に応じ、必要な助言又は指導等を行うこと。
- (3) 結婚を希望する男女の引き合わせ（相手に対する希望等の条件が合う者同士を仲介し、会わせることをいう。）に関すること。
- (4) 結婚に対する意識啓発に関すること。
- (5) 世話やき隊相互の情報交換に関すること。
- (6) 雲仙市婚活支援「幸せ運ぶメールマガジン」への登録推進に関すること。
- (7) 婚活イベント団体等が実施するイベント等への独身者の参加推進に関すること。
- (8) 結婚に関する市の施策について、周知等に取り組むこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動の実施に関すること。

(登録)

第3条 世話やき隊への登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、雲仙市世話やき隊登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、登録希望者が次に掲げる全ての条件を満たすときは、当該登録希望者を世話やき隊として登録するものとする。

- (1) 地域の独身者の出会い又は縁結びの応援をする熱心な気持ちのある者
- (2) 市内に在住又は通勤している満20歳以上の者
- (3) 長崎県婚活サポートセンターのお見合いシステムサポーター又は縁結び隊である者
- (4) 結婚サポートを業としていない者
- (5) 県及び市が開催する会議、研修会等に原則として参加できる者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものでない者

(7) 申込書に掲げる事項について遵守することを誓約する者

(8) 個人情報の収集、利用及び管理に関し、雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）を遵守する者

3 市長は、前項の規定により登録したときは、雲仙市世話やき隊登録通知書（様式第2号）により登録希望者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録した世話やき隊に関する情報（当該世話やき隊の承諾を得たものに限る。）を公表することができるものとする。

（期間）

第4条 世話やき隊の登録期間は、登録日から3年間とする。ただし、登録期間の満了前までに、世話やき隊から申出があったときは、当該世話やき隊の登録期間を1年間延長することができる。

（登録の取り消し）

第5条 市長は、世話やき隊が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 世話やき隊本人からの申出があったとき。

(2) 第3条第2項に規定する条件(同項第7号に規定する申込書に掲げる誓約の事項を含む。)に反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、世話やき隊としてふさわしくない行為があったとき。

（成婚奨励金）

第6条 市長は、世話やき隊の結婚サポートの成果として、42歳未満の男女（当該世話やき隊の3親等以内の親族を除く。）が婚姻し、その夫婦が定住を前提として市内の住民基本台帳に登録し、その生活の本拠地を市内に有することとなったときは、当該世話やき隊に成婚奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

2 奨励金の額は、前項に規定する夫婦1組につき10万円とする。

（交付申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする世話やき隊は、前条第1項に規定する夫婦が婚姻してから1月以内に、雲仙市世話やき隊成婚奨励金実績報告書兼交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 雲仙市世話やき隊成果報告書（様式第4号）

(2) 戸籍謄本（成婚世帯）

(3) 雲仙市税(国保税を含む。以下同じ。)の滞納がない証明書(転入直後で雲仙市税が課されていない世話やき隊にあっては、前住所地の市区町村税(国保税を含む。)の滞納がない証明書)

（奨励金の返還等）

第8条 市長は、世話やき隊が虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、奨励金の返還を世話やき隊に請求することができる。

（会議等）

第9条 市長は、世話やき隊に登録した者の情報交換及び研鑽に資するため、必要に応じて、会議及び研修会等を開催することができるものとする。

2 世話やき隊は、前項の会議及び研修会等への参加を依頼されたときは、できる限り参加するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。